

特定商取引に関する法律の改正を求める件

特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）が平成 28 年に改正された際、同改正法の施行後 5 年を経過した時点で、改正後特商法の施行の状況を検討し、必要に応じて所要の措置を講ずることが定められ、令和 4 年 12 月 1 日で同改正法の施行から 5 年が経過した。

こうした中、令和 5 年版消費者白書によると、令和 4 年中の消費生活相談は 87 万件とここ 15 年ほどは 80 万件以上の高い水準であり、特商法の規制対象となる取引に関する相談は全体の約 55% に上る。中でも、インターネット通販に関する相談が全体の 29.1% と最多となり、全世代を通じてトラブルが増加しているが、事業者等を特定できない事例も多い。さらに、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）をきっかけとした相談が約 6 万件と過去最多となり、幅広い年齢層でトラブルが発生している。

令和 4 年版消費者白書によると、令和 3 年中の 65 歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が 14.4%、電話勧誘販売の割合が 8.1% であり、認知症等高齢者においては、訪問販売及び電話勧誘販売の相談が 48.6% を占めている。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法の標的にされないよう早急な対応が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、こうしたトラブルによる被害を未然に防ぎつつ、適正に対処するため、特商法の改正に関し、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 SNS 等を利用したインターネット通販の勧誘等について、当該勧誘等に係る相手方事業者等の氏名又は名称、所在地及び連絡先を明示するよう義務付ける等の行政規制を導入し、かつ、クーリングオフ等を認めること。
- 2 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 5 年 10 月 13 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 様

仙台市議会議長 橋本啓一